

証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「アクティブ・ニッポン(愛称:武蔵)」、<sup>1)</sup>「DC・ダイワ・アクティブ・ニッポン(確定拠出年金専用ファンド)(愛称:DC武蔵)」、<sup>2)</sup>「アクティブ・ニッポンVA(愛称:武蔵VA)」および親投資信託「アクティブ・ニッポン・マザーファンド」ならびに追加型証券投資信託「アクティブ日本株オープン」について、左記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

一、変更の理由および内容

法人税の計算における益金不算入の適用を受けるため、信託約款中の運用の基本方針に関する条文に所要の変更を行います。主な変更内容(予定)は次の通りです。

「アクティブ・ニッポン・マザーファンド」の「運用の基本方針」中の「残存1年以内の公社債等を50%以上組入れることがあります。」の規定を削除し、「株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。」の規定を追加します。

「アクティブ・ニッポン・マザーファンド」を投資対象とする「アクティブ・ニッポン」<sup>1)</sup>、「DC・ダイワ・アクティブ・ニッポン(確定拠出年金専用ファンド)」および「アクティブ・ニッポンVA」において、「運用の基本方針」中に、「株式以外の資産(マザーファンドに属する株式以外の資産も含みます)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。」の規定を追加します。

「アクティブ日本株オープン」の「運用の基本方針」中の「残存1年以内の公社債等を信託財産の純資産総額の50%以上組入れることがあります。」の規定を削除し、「株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。」の規定を追加します。

二、変更予定日および変更適用予定日

平成十五年二月十三日変更(予定)。なお、当該変更は平成十五年三月六日より適用する予定です。

三、右の約款変更にご異議のある受益者は、本日から平成十五年二月五日までに、ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、本日の当該信託約款にかかる受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成十五年二月十三日付けで行い、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己の有する受益証券を当該信託約款の変更がなければ当該受益証券が有すべき公正な価格(受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とします。)で、当社を通じて受託会社に対し、平成十五年二月十三日から平成十五年三月四日までの間に、当該受益証券にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

平成十四年十二月二十日

東京都中央区日本橋茅場町2-10-5

大和証券投資信託委託株式会社